

袋井商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「生命共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定める通りとする。

(脱 退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済」から脱退するものとする。「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「生命共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

(4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第7条 本規約の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

(付 則)

第1条 この規約は、平成16年4月1日より実施する。

第2条 この規約改正は、平成22年4月14日より実施する。

第3条 この規約改正は、平成31年4月11日より実施する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

<給付する場合>

●病氣入院見舞金

- ・対象者が疾病により5日以上継続入院をした時は1口あたり入院日数にかかわらず一律5千円を、年1回を限度として支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。入院中でも要件を満たしていれば請求できるものとする。

●病氣死亡弔慰金

- ・対象者が疾病により5日以上継続入院をし、病氣入院見舞金の請求前に死亡した時は1口あたり入院日数にかかわらず一律5千円を、病氣入院見舞金の代わりに支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。

●事故通院見舞金

- ・対象者がケガにより5回以上の実通院をした時は1口あたり通院日数にかかわらず一律5千円を、年1回を限度として支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。治療継続中でも要件を満たしていれば請求できるものとする。

●結婚祝金

- ・対象者が結婚した時は1口あたり3千円を支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。ただし、平成31年3月31日以前に生じた請求事由については請求事由の生じた日から1年間とする。

●出産祝金

- ・対象者が出産した時は1口あたり3千円を支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。ただし、平成31年3月31日以前に生じた請求事由については請求事由の生じた日から1年間とする。

●成人祝金

- ・対象者が成人した時は1口あたり3千円を支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。

●遺児育英見舞金

- ・対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき5万円を支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。

●家族災害死亡見舞金

- ・対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡見舞金として5万円を支給する。
- ・請求効力の期間は、請求事由の生じた日から3年間とする。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

●共通

- ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

●病氣入院見舞金・事故通院見舞金

- ・年2回以上の請求

●病氣死亡弔慰金

- ・既に病氣入院見舞金の給付を受けた場合

●遺児育英見舞金

- ・疾病による死亡

●家族災害死亡見舞金：

- ・対象者の特定親族の疾病による死亡
- ・対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ・原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）もしくは腰痛で他覚症状のないものまたは精神障害
- ・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害
- ・自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む。）、ゴーカート、スノーベルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をういて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りでない。
- ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

<用語の定義>

- ・対象者：生命共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- ・特定親族：①対象者の配偶者
②対象者または配偶者の同居の親族
③対象者または配偶者の別居の未婚の子
なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
- ・父母：対象者の直系の1親等の尊属である父または母
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

※別表2：見舞金・祝金給付請求書類は裏面

別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必 要 書 類
病気入院見舞金	①見舞金請求書 ②会議所所定の病気入院証明書（原本提出）、 病気入院していた事実を証明する書類（退 院証明書、領収書等）のいずれかコピーを 1通 ③文書料の領収書（会議所所定の証明書を取 得し文書料が発生した場合）
病气死亡弔慰金	①弔慰金請求書 ②死亡診断書、病気入院かつ死亡した事実を 証明する書類のいずれかコピーを1通
事故通院見舞金	①見舞金請求書 ②会議所所定の事故通院証明書（原本提出）、 通院をした事実を証明する書類（領収書、 治療証明書等）のいずれかコピーを1通 ③文書料の領収書（会議所所定の証明書を取 得し文書料が発生した場合）
結婚祝金	①お祝い金請求書 ②結婚披露宴案内状、戸籍謄本又は抄本、そ の他結婚の事実を証明する書類のいずれか コピーを1通
出産祝金	①お祝い金請求書 ②母子手帳、戸籍謄本、住民票、その他出産 の事実を証明する書類のいずれかコピーを 1通
成人祝金	①お祝い金請求書 ②運転免許証、健康保険証、その他生年月日 の記載された証明書のいずれかコピーを 1通
遺児育英見舞金	①遺児育英見舞金請求書 ②遺児が18歳未満であることを証明する 住民票、健康保険証等のいずれかコピーを 1通
家族災害死亡見舞金	①家族災害死亡見舞金請求書 ②死亡診断書 ③従業員等との続柄を証明する住民票、健康 保険証等の書類のいずれかコピーを1通